

豊明市社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊明市社会福祉協議会が開設する豊明市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、従業者へのハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 豊明市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(2) 所在地 豊明市新田町吉池 18 番地 3

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務 1 名）：事業所の管理運営及び居宅介護支援業務を行う。

(2) 介護支援専門員（常勤専従職員 2 名以上）：居宅介護支援業務を行う。

(3) 事務職員（非常勤専従職員 1 名）：事業所の事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所及び利用者居宅等
- (2) 使用する課題分析票の種類 全社協方式 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所及び利用者居宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊明市、名古屋市、東郷町、刈谷市及び大府市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊明市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第10条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 11 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規定は、令和６年１２月１日から施行する。